



兵労発基 1115 第 1 号  
平成 30 年 11 月 15 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
兵庫支部長 殿

兵庫労働局長



「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動」の取組要請について

平素は、労働行政の推進にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫労働局においては、平成 30 年度を初年度とする「兵庫第 13 次労働災害防止推進 5 か年計画」を策定し、重篤な労働災害防止に努めているところでありますが、本年、兵庫県内の労働災害による死亡者数は、11 月 6 日の時点において、32 人となり、昨年 of 年間死亡者数 30 人を超える誠に厳しい状況にあります。

なかでも高所からの墜落・転落災害が 11 人、次いで交通事故（道路）が 9 人と、昨年を上回るペースで発生しており、また、本年は、全体の約 3 割となる 10 人が第三次産業で発生する状況となっていることから、業種横断的に就業構造や働き方の多様化に対応した労働災害防止対策の推進が求められます。

こうしたことから、当局において、平成 30 年 11 月 15 日から平成 31 年 1 月 31 日までを実施期間とする「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動実施要綱（以下「実施要綱」という。）」を策定し、労働災害のない職場づくりに向けた重点的な取組を実施してまいります。

貴団体におかれましては、当該要請についてご了知いただくとともに、傘下の会員事業場への実施要綱の周知並びに緊急対策の推進にご協力をお願いいたします。